

第 66 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和元年 10 月 23 日（水）10 時 00 分から 12 時 15 分まで
場 所	県庁北館 5 階 収用委員会室
出 席 委 員	河合委員（委員長），内田委員，折本委員，鳥谷部委員，松本委員
議 題	<p>(1) 委員長の選任について</p> <p>(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(3) 抽出事案について</p> <p>①主要地方道 大崎上島循環線 再生改良工事（大串地区） 【西部建設事務所東広島支所】</p> <p>②二級河川 瀬野川水系 三迫川 外 砂防設備災害復旧工事（平成 30 年災第 3059 号，第 3060 号） 【西部建設事務所】</p> <p>③一級河川 太田川水系 湯坂川及支川 砂防設備災害復旧工事（平成 30 年災害第 3951 号外 13 件） 【西部建設事務所】</p> <p>④二級河川 沼田川水系 椋梨川 河川災害復旧工事（平成 30 年災害第 1499，574 号）その 2 【西部建設事務所東広島支所】</p>
審議対象期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	78件
指名競争入札	134件
随意契約	53件
合計	265件

○指名除外措置を行った件数は6件

○低入札価格調査を行った件数は4件

○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

○豪雨災害等が発生した場合の対応について、競争入札の方が競争性と透明性という観点では良いと思われるが、その分随意契約に比べて時間がかかる。そこで、どういった基準で原則どおり入札とするか、直ちに随意契約とするのか。

○そのようなケースでは、随意契約の理由として、平成30年7月豪雨という文言だけではなく、緊急性についても記載するように統一してほしい。

○最初から随意契約する場合は、契約の相手方は現場から近いとか過去の実績等で選んでいるのか。

○随意契約の理由について、以前から、他のメーカーの部品に変更ができないため、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとしているものがある。当初の施工時に汎用性のあるメーカーの部品を使用していれば、その後の維持、修繕で特定の業者との随意契約をしなくても良いケースがあるように思われる。

○随意契約の件数について、例年は5件程度であるところが、この度は53件と増加している。そのうち、契約の性質又は目的が競争入札に適さないというものが2件で、それ以外は緊急の

○道路のように、すぐに通行できるようにしなければいけないといった場合等は随意契約で直ちに切り掛かるというのが基本的な考えである。入札が第一選択ではあるが、この度は県民生活への影響度を現地で確認した上で随意契約するケースが多くなっている。入札を実施した結果不調となった場合についても、1者でも応札があればそちらとの随意契約に移行するというのが基本ではあるが、現地の状況によって考え方は異なるため、一律でというよりは、建設事務所判断している状況である。

○了解した。

○災害等の緊急対応のために、地域事務所ごとに業者と事前に契約しており、その契約に基づく応急対応ののち、早急に構造物が必要であればそのまま依頼するケースが多い。また、近くの業者で対応可能なところに依頼することもある。

○例えば土木関係の工事だと、どうしても現地に適合したものを、また大きさについても一般的なものと比べてかなり規模が大きいこともあり、なかなか汎用性があるものを使用できないため、施工業者にそのまま維持、修繕を依頼する状況がある。当然、汎用性があった方が良いとは考えており、今後も気を付けたい。

○手元に割合のデータがなく、直ちには回答できない。

必要により競争入札に付することができないためとあり、そのほとんどが平成30年7月豪雨災害を原因とするものとの説明があった。ほとんど、ということは、7月豪雨災害以外のものもあるということだと思いが、その比率を教えてください。

○7月豪雨災害に因らない随意契約の件数や理由が例年と比較してどうかという観点で、その割合が知りたい。

○低入札価格調査を行って落札とならなかったものに、D：重点調査の対象となったが、工事費内訳書の重点調査に関する項目が「否」であったため、というものがあるが、具体的にはどのようなことか。

○低入札が続いた場合には辞退する意向だったということか。

○低入札価格調査そのものは行っていないということか。

○入札の際に、低入札となることはわからないのか。

○事後公表と事前公表の基準はどのようなものか。

○同じく、低入札価格調査を行って、落札の当否の否の理由として、A：適正な履行確保の基準における工事費総額での判断基準を満たさないため、B：見積書に違算がある、或いは未提出等、適正な見積もりに基づく公正な価格競争の結果ではなかったため、とあるがこの違いは。

○Aについては、応札者の金額の平均値とか。

○その標準偏差による基準は合理性があるのか。検証した上で決定されていて、特に毎年見直されるわけではないのか。

○運用上問題はないのか。

○次回から対応する。※第67回委員会において、第66回分も含めて報告の予定

○当該業者は低入札価格調査対象となる金額で入札したが、この開札の前までに引渡し完了していない低入札価格で契約を締結した他の県発注工事があった。その場合、重点調査の対象となるが、当該業者は入札時に提出する工事費内訳書において、低入札価格調査の対象となった場合には辞退することを示していたため、失格とした。

○そうである。

○低入札価格調査において、提出書類を確認し、失格としたということである。

○当該案件は予定価格を事後公表とするものであったため、入札者が計算の上、低入札となるかどうかといった価格で入札したものと推察される。

○入札制度において、金額等に応じて予定価格の公表の基準を設けており、1億5千万円以上の土木一式工事については事後公表としている。

○まずAについて、応札者の入札価格に基づいて、失格基準に係る金額を設定する仕組みで、その金額を下回ると失格となる。Bについては、提出した見積書に違算があるなど、適切な見積りがなされていない場合に失格となる。

○応札者の入札価格の平均値から標準偏差を引いたものを総額失格基準価格として設定し、それを下回ると適正な履行確保ができないという判断である。

○基本的には官積算で基準が決まっており、入札価格は大体同じくらいの金額帯になるはずで、それより著しく逸脱した金額での入札というのは、積算能力がない、あるいはダンピングしているといったことが想定されるので、過去のデータを基に検討し、標準偏差に基づいた総額失格基準価格の制度を導入した。

○いろいろと課題はありながら、運用しているところである。

<p>○応札者が多ければ効果的だが、少なくなると入札価格のばらつきの影響が大きくなる点は課題である。今後、試行錯誤する必要があると思う。</p> <p>○低入札価格調査についてもう一点、低入札価格調査を経て契約に至っているものがあるが、失格基準のいずれにも該当しなかったということか。</p> <p>○応札者は何者あったか。</p>	<p>○そうである。入札価格についても標準偏差による失格基準を下回らなかった。かつ、工事費内訳書等の審査においても問題がなく、適切に施工ができると判断した。</p> <p>○12者である。</p> <p>【建設企画部長／建設産業課長／技術企画課長 ／技術管理担当監】</p>
--	---

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 主要地方道 大崎上島循環線 再生改良工事 (大串地区)

意見・質問	回答
<p>○入札参加資格者状況表によると、26者が要件に適合するとのことだが、応札が1者のみだったことはどういった理由か。</p> <p>○落札した業者は大崎上島町の業者か。</p> <p>○ランクはどうか。</p> <p>○町内の業者が応札した点は良かったが、例えば、呉市まで要件を広げるようなことは難しいのか。地域要件はどのように設定しているのか。</p> <p>○呉は呉支所管内のため、別の取扱いになるということか。</p> <p>○低入札調査基準価格と同額の830万円での落札だが、たまたま同額だったということか。</p> <p>○低入札価格調査の調査基準価格は公表されているのか。</p> <p>○どうしても落札したいので、調査基準価格を推測して応札したということか。</p> <p>○工事費内訳書一覧について、費目ごとの設計金額と落札業者の金額とがかなり似通っているが、公表されているものか。</p> <p>○数量に単位を掛けると、大体似通った金額になるということか。</p>	<p>○一点目としては、工事場所が大崎上島町ということで、竹原市内の業者も応札できることとしているが、7月豪雨災害の復旧工事がかなりの数発注されており、大崎上島まで出ていくことは難しかったと考えられる。2点目として、大崎上島町にも5者、要件を満たす業者があるが、こちらでも手持ち工事がある関係で応札されなかったと考えている。</p> <p>○そうである。</p> <p>○Bランクである。</p> <p>○当該金額帯については、東広島支所の管内で完結するようにしている。金額帯によって地域を決めており、金額の低いものであれば大崎上島町内、それより大きいものであれば竹原市まで広げている。</p> <p>○そうである。</p> <p>○応札者の落札意欲の表れだと考えられる。電子入札であり、何者応札があるかわからない中で、是非落札したいと考えて調査基準価格ギリギリの金額で応札したと推察される。</p> <p>○事前公表はしていないが、基本的な考え方は公表しており、1億5千万円未満の土木一式工事のため予定価格が事前公表の中で、ある程度調査基準価格を推定することができる。</p> <p>○そのように推察される。</p> <p>○費目や施工名称ごとの金額は公表していないが、数量は公表している。</p> <p>○そうである。金額としては予定価格全体だけ事前公表で、内訳としては数量まで公表している。</p> <p style="text-align: right;">【西部建設事務所東広島支所長／建設産業課長 ／技術企画課長】</p>

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案2 二級河川 瀬野川水系 三迫川 外 砂防設備災害復旧工事 (平成30年災第3059号, 第3060号)

意見・質問	回答
<p>○一抜け方式について、この度は公告された2つの案件に対して、いずれにも入札することができるということか。</p> <p>○落札決定順位の1番目の方から決定したのち、2番目が決まるということか。</p> <p>○1番目で落札決定したものが、もし2番目にも応札していたらその者は対象外となるのか。</p> <p>○この度は、当該落札業者は1番目の方にも入札していたか。</p> <p>○1番目を落札して、2番目で無効となったものがあるか。</p> <p>○一抜け方式をどのくらい活用しているか。</p> <p>○確かに、一抜け方式のニーズはあるように思うが、複数落札してしまうことを防ぐものか。</p> <p>○落札決定したものは、以降の入札は常に無効となるのか。例えば、余力があり2つ目を取りたいという場合の措置はないのか。</p> <p>○そういったニーズが現状はない、という判断か。</p> <p>○複数に応札して、実際に無効となったケースについてデータはあるか。</p> <p>○一抜け方式の場合には、応札が集中するようなことはないのか。</p> <p>○この度はたまたま応札が1者だけだったということか。</p>	<p>○そうである。</p> <p>○そうである。</p> <p>○そうである。同日に開札される案件が多くあり、その中で例えば格付ごと、もしくは西部建設事務所管内であれば南部と北部といった地域ごとにグループを組んで、技術者に余裕がない場合でも複数の案件に入札できる仕組みである。</p> <p>○していない、2番目のみである。</p> <p>○当該案件ではない。当事務所の案件で、先行する案件で落札候補となったために、以降の案件で無効となったものはいる。</p> <p>○災害関係で60件の工事を、19のグループにして一抜け方式を採用している。</p> <p>○災害に関係して工事が集中する中、各業者が抱えている技術者には限りがあるため、予期せず複数の工事を受注してしまうと契約辞退せざるを得なくなって指名除外措置の対象となることを懸念して、応札を控えようとする。そういった事態を防いで、応札意欲を高めようという趣旨である。</p> <p>○国の制度では、複数の技術者を登録しておいて、その範囲内であれば応札可能といった仕組みもあるようだが、県は一抜けのみである。</p> <p>○毎週のように入札機会があるので、その中で入札いただければと考えている。</p> <p>○落札した業者の以降の入札が無効となり、そのために有効な応札が0者となったものが1件、有効な応札が1者に減って不調となったものが2件ある。</p> <p>○当然そういったことも想定される。</p> <p>○応札業者が何人ぐらい技術者を抱えていたのか、また、どういった思いで応札したのかはわ</p>

<p>○一抜け方式を採用したことと、この度の落札率が100%だったことに関係はないのか。</p> <p>○応札が一者しかなかったが、技術者がいないというような事情があり、複数からの応札は望めないのか。</p> <p>○本件は、その3つの理由によるということか。</p>	<p>からないので、一抜け方式の効果は把握しきれない。</p> <p>○因果関係はない。競争入札の場合、他の応札者の状況はわからないので、あくまで応札者が受注可能な金額で入れている。</p> <p>○応札のない理由について、さまざまな場面でヒアリングしているが、工事の配置技術者がいない、もしくは下請業者が確保できないといったことが大きな要因としてあり、また、現場の難易度からこちらの予定価格内での対応が難しいと判断して応札しないこともあるようだ。</p> <p>○応札があった案件についてはヒアリングを実施していないが、そのような事情が想定される。</p> <p style="text-align: right;">【西部建設事務所長】</p>
--	--

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案3 一級河川 太田川水系 湯坂川及支川 砂防設備災害復旧工事(平成30年災害第3951号外13件)

意見・質問	回答
<p>○14件の工事を束ねて発注しているが、合理性による判断か。</p> <p>○予定価格は事前公表か。</p> <p>○事後公表なのに、落札率が97%と高めである理由は。</p> <p>○当初契約金額という言葉があるが、これは施工期間中に変更の可能性があるということか。</p> <p>○ちなみに、本件の最終契約金額はいくらか。</p> <p>○一般的には、どの程度変わるものか。</p> <p>○3割程度の上げ下げはあるということか。</p> <p>○指名競争入札を行ったのは、緊急性が理由か。</p> <p>○地区の状況によって入札方法を変えるということか。</p>	<p>○そうである。近接工事であり、また工事箇所が狭い市道からしか進入できないため、これを分割して発注すると多数の業者が交錯してしまうため、この工区についてはできるだけ一連の工事として発注している。</p> <p>○1億5千万円以上の土木一式工事なので、事後公表である。</p> <p>○積算基準は公表しており、ある程度業者側で官積算に近い金額の算出が可能である。ただし、必ずしも同額で算出できるというわけではなく、場合によっては予定価格超過の応札があることもある。</p> <p>○当初の契約については、こちらの示した仕様書に基づいて業者は応札し、落札から契約に至れば、その金額が当初契約金額となる。工事を進めていると、当初の想定とは異なり工事内容を変更するケースがしばしばあり、その際は内容に従って変更契約を結ぶこととしている。場合によっては、複数回変更契約することもある。</p> <p>○まだ施工中につきわからない。</p> <p>○変更基準というものがあり、現場条件に従った設計変更であれば、通常は3割程度までに収まるように考えている。</p> <p>○下がるケースはあまりないが、そうである。</p> <p>○災害関係の工事は、原則指名競争入札としている。抽出事案2では一般競争入札としたが、これは指名競争入札で1者応札による入札不調となった場合のその後の事務にかかる手間と時間を省くため、1者応札でも契約となる一般競争入札を採用したものである。本件については、安佐北区の業者は比較的応札意欲が盛んだったこともあり、原則どおり指名競争入札とした。</p> <p>○そうである。西部建設事務所では、原則を逸脱しない範囲で、応札意欲の高いところは指名競争入札、厳しいところは一般競争入札としている。</p> <p style="text-align: right;">【西部建設事務所長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案4 二級河川 沼田川水系 椋梨川 河川災害復旧工事(平成30年災害第1499, 574号) その2	
意見・質問	回答
○一旦11者で指名競争入札し、応札した1者と随意契約したということだが、その場合は予定価格での契約となるのか。	○指名競争入札で1者応札の場合、入札中止となる。予定価格そのもので随意契約するわけではない。
○入札中止せずに、1者応札があったのだから、そのまま落札とはならないのか。	○落札とせず、一度入札中止している。その上で、応札のあった1者を相手方として随意契約することとしたが、こちらからこの金額でという話ではなく、数量等を示して見積合わせする。
○抽出事案1, 2のように一般競争入札であれば、1者応札でもそのまま落札となるのか。	○そうである。ただし、指名競争入札についても、7月豪雨災害に係る電子入札によるものであれば、1者応札であっても有効とした方が効率的であろうということで、令和元年9月30日以降のものについては変更したところである。
○そちらの方が、契約金額も抑えられてよい、という判断か。	○工事を速やかに進めていく上で、1者応札であれば、その応札者を相手方として随意契約するのが一番の近道となっていることから、制度改正に至った。
○災害に限定してということか。	○平成30年7月豪雨災害の関連工事に限定した措置である。
○指名競争入札の際に応札した金額と同額で契約しているのか。	○入札中止して、開札していないのでわからない。
○時系列で言えば、6月5日に1者応札のため入札中止して、そのときの応札金額は開札していないのでわからない。その後も確認はしないということか。	○そうである。
○随意契約理由の公表年月日が6月24日なので、同日付で相手方と随意契約することについて話したということか。	○入札中止した6月5日以降に、応札しなかった業者にその理由等についてヒアリングを実施し、その中で当該業者とも見積合わせの可否を確認した上で随意契約の話をしている。
○入札が不調となって、ヒアリングを実施して、対応できそうなところに随意契約を依頼するということか。	○そうである。
○随意契約の際は、改めて見積書を出してもらうのか。	○こちらで単価等を組み直した上で、それに対して改めて見積りしていただく。
○契約金額の決まる過程がわからない。改めて県から条件等を提示して、それに対して業者が積算の上で金額を算出するということか。	○そうである。
○条件がはっきり提示されているので、金額も概	○そうである。

ねわかるということか。

- 予定価格は非公表か。
- 随意契約の際に、業者からの見積りが予定価格を超過していたら、何か次の段取りに進むということか。
- それでは、見積りが予定価格を上回っていることは業者もわかるということか。
- 予定価格を下回るまで何度も見積合わせして価格を下げていく、もしくは、契約辞退するということか。本件は1回で契約したのか。
- 随意契約の際には、条件等を変更すると説明があったが。
- 今回は入札から日数の経過もなく、条件も変更しなかったので、当初どおりであったということか。
- 随意契約理由として、これ以上区域を拡大しても応札の期待ができないとあるが、そうはいつでも、東広島市内4町からもっと拡大しても良かったように思う。何か区域を拡大できない事情があるのか。
- 当該業者はどちらの業者か、資料のどこかに掲載されているか。
- 今後、随意契約の前に指名競争入札を実施している場合には、資料を付けて欲しい。
- 本件は、2つの査定箇所をまとめて発注しているが、より細分化すれば、完成工事高の低いB、CもしくはDランク業者が応札できるのではないか。
- 例えば、大きな1億円の工事ではなく、極端に言えば、1千万円の工事を10件出して、Dランク業者にも広げるようなことは難しいのか。

- 随意契約の場合は、設計書はあるが、予定価格は非公表である。
- 見積合わせの回数に制限はないので、何度でもできる。
- そうである。
- そうである。通常の積算能力があって、数量と単価を掛け合わせていけば予定価格は概ねわかる。また、本件については、指名競争入札の際に予定価格を公表しており、そこから条件等を変えていない。
- 例えば、積算時期が変わったことで単価を見直したり、場合によっては工事延長を変更したりすることもある。
- そうである。
- 東広島支所管内の入札不調・不落の発生率が非常に高い状況にあり、他の工事についても業者が決まらない状況が続いているため、区域の拡大が応札に繋がらないと判断している。実際にヒアリングの結果、やはり手持ち工事が多く技術者がいないということで当該応札者以外は応札できないとのことである。
- 随意契約の資料には記載がないが、豊栄町である。参考までに、先に実施した指名競争入札の際は、工事場所である河内町にはこの度の条件を満たすBランク業者はおらず、東広島支所管内のAランク業者4者と、隣接する町の条件を満たすBランク業者を選定し、管内では比較的大手となる11者を指名している。
- 本件については、たまたま指名競争入札と同じ条件で随意契約に至ったが、場合によっては、工事を分割したり追加したりといったことも考えられるので、対応は難しい。
- 適宜、分割等によって試行錯誤しているところである。
- ニーズが地域によって異なるので、いろいろなパターンが考えられる。本件については、工事箇所が隣接しており、国道432号という工事用道路かつ県民の利用する生活道路が1本しか

<p>○実態を踏まえて、1つの業者が施工した方が合理的であればそれを優先しているということか。</p>	<p>ないという事情があり、分割発注すると、工事用車両が輻輳し、一般車両とも交錯しかねない。場合によっては、それでも応札が見込めず、分割するといったことも試行錯誤しているところである。</p> <p>○そうである。こちらとしても、10件の工事を発注するより、1件にまとめた方が効率的ではある。</p> <p>【西部建設事務所東広島支所長／建設産業課長 ／技術管理担当監】</p>
---	---